

議案第1号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（飯能市監査委員条例の一部改正）

第1条 飯能市監査委員条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

（飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月28日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は地方公営企業法の規定に基づく管理者の権限を行う市長の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求があった日</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長又は地方公営企業法の規定に基づく管理者の権限を行う市長の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求があった日</p>

から60日以内にこれを行わなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

から60日以内にこれを行わなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

第五十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、合併市町村の監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。第五十一条第六項中「及び第三項」を「第三項の規定により意見の提出を受けたとき、及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「として措置」の下に「次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

合併市町村の監査委員から第四項の規定による報告を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は、当該報告に基づき必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、当該合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第五十一条第四項中「又は前項」を「第三項」に改め、「意見の決定」の下に「又は前項の規定による報告の決定」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の協議により決定することができない事項がある場合は、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第五十一条第三項の次に次の一項を加える。  
4 合併市町村の監査委員は、第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、合併特例区の長又は合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第五十四条第一項中「並びに第二百四十一条第一項及び第八項」を「第二百四十一条第一項及び第八項並びに第二百四十三条の二第一項」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条(第三号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに次条第三項、第四項、第七項及び第八項並びに附則第五条第二項及び第七項の規定 公布の日

二 附則第四条第一項、第六項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中地方自治法第九十六条及び第九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条(地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第二百三十三条第一項の改正規定(含む。))の下に「第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。)を除く。の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十年四月一日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第七十五条第五項、第九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行われる監査の結果に関する報告の決定について適用する。

2 新地方自治法第二百三十三条第七項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。))以後に地方自治法第二百三十三条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

3 監査委員は、前条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第五条第二項において「第一号施行日」という。))以後に第一条の規定による改正前の地方自治法(次項において「旧地方自治法」という。))第二百四十二条第一項の規定による請求があったときは、施行日前においても、新地方自治法第二百四十二条第三項の規定の例により、当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。この場合において、当該通知は、施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

4 地方自治法第二百九十二条において準用する前項の規定により一部事務組合の監査委員が一部事務組合の議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条第一項の規定による請求の要旨の議会への通知は、地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一部事務組合(以下この項において「特例一部事務組合」という。))にあつては、新地方自治法第二百八十七条の二第六項の規定の例により、当該特例一部事務組合の監査委員が地方自治法第二百八十六条第一項に規定する構成団体(以下この項において「構成団体」という。))の長を通じて当該請求の要旨を全ての構成団体の議会に通知することにより行うものとする。

5 新地方自治法第二百四十二条第十項の規定は、施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知された同条第一項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決について適用する。

6 新地方自治法第二百四十三条の二第一項(第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条条において準用する場合を含む。))の規定は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等の同項の条例の施行の日以後の行為に基づき損害賠償責任について適用する。

7 普通地方公共団体の議会は、新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

8 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約の締結については、新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村の長は、第三号施行日前においても、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることができる。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)  
第三条 第二条の規定による改正後の地方公営企業法第三十条第八項の規定は、第三号施行日以後に地方公営企業法第三十条第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)  
第四条 地方公共団体は、第三号施行日前においても、第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法(以下この条において「新地方独立行政法人法」という。))第七條又は第八條第二項の規定の例により、その議会の議決を経て、新地方独立行政法人法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第七十四条第四項に規定する役員(以下この条において「役員」という。))の任期に規定する役員(以下この条において「任期に規定する役員」という。))の任期の変更を行ない、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可の効力は、第三号施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第十三条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十三条の二、第十五条の三、第三十五条第一項から第四項まで並びに第三十五条の二の規定は、第三号施行日前に生じた事項についても適用する。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。))の役員である者の任期(補欠の地方独立行政法人の役員(含む。))については、新地方独立行政法人法第十五条第一項及び第二項並びに第七十四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二百四十二条第九項中「第四項」を「第五項」に、「においては」を「において」に、「通知し、かつ」を「通知するとともに」に改め、同条に次の二項を加える。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

第二百四十二条の第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四号ただし書き中「第二百四十三条の第二第三項」を「第二百四十三条の二の第三項」に、「あつては」を「には」に改め、同条第二項中「掲げる」の下に「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第一号及び第二号中「場合は、当該」を「場合、当該」に改め、同条第三号中「行わない場合は、当該」を「行わない場合、当該」に改め、同条第四号中「場合は、当該」を「場合、当該」に改める。

第二百四十三条の次に次の二項を加える。

第二百四十三条の次に次の二項を加える。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)  
第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員(次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第二百五十二条の七第一項中「職員又は」を「職員」に改め、専門委員」の下に「又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員」を加え、同条第三項中「前二項の場合に」の下に「ついで」を加え、「これを」を「ついで、それぞれ」に改める。

第二百五十二条の十一第四項中「においては」を「において」に改め、「監査委員は、」の下に「第二百九十九条第九項の規定による」を加え、「提出し、かつ」を「提出するとともに」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第二百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第二百五十二条の十三中「政令の」を「政令で」に、「又は専門委員」を「専門委員又は監査専門委員」に改める。

第二百五十二条の二十七第二項中「普通地方公共団体」の下に「及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村」を加え、「毎会計年度」を削る。

第二百五十二条の三十三第二項中「の職員」の下に「監査専門委員」を加える。

第二百五十二条の三十六第一項中「以下」を「以下、包括外部監査対象団体」という、「を削り、「政令の」を「政令で」に改め、同条第三号を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「において、包括外部監査対象団体」を「には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一

項第二号に掲げる市以外の市又は町村(以下「包括外部監査対象団体」という。))に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定められたものは、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第二百五十二条の三十九第一項中「政令の」を「政令で」に、「において」を「には」に改め、同条第二項中「本条」を「この条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令で」に改め、「により」の下に「当該」を加え、同条第五項中「においては」を「には」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「においては」を「において」に改め、同条第十三項中「送付し、かつ」を「送付するとともに」に改め、同条第十五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二百五十二条の四十三第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「本条」を「この条」に、「においては」を「において」に改め、同条第五項中「第二百四十二条第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第二百四十二条の二」を「第二百四十二条第五項から第七項まで及び第二百四十二条第五項中」に改め、「があつた場合においては、監査委員は、監査を行い」を削り、提出があつた場合においては、監査委員は「を」提出し、「と」監査を行い」とあるのは「に」に、「本条」を「この条」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「による請求」を「による」に、「の請求」と、「六十日」を「の」と、「六十日」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に、「第二百五十二条の四十三第四項の二」を「第二百五十二条の四十三第三項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「第三項の規定による勧告並びに第四項」を「第四項の規定による勧告、第五項」に、「第四項」を「第五項」に改め、「監査及び」の下に「勧告並びに前項の規定による意見」を、「決定及び」の下に「勧告」を加え、「請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果」を削り、「請求をした場合において、前条第四項」を「と」と、「同条第五項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第五項」に、「勧告」とを「と」とに、「同条第一項の請求」を「同条第一項」に、「個別外部監査の請求」と、同条第二項第一号中「監査委員」を「個別外部監査」と、同条第二項第一号中「に」に「監査委員の請求」を「の請求」に改め、又は」とあるのは「」の下に「当該」を加え、同条第七項中「第二百四十二条第六項」を「第二百四十二条第七項」に改め、同条第九項中「においては」を「において」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「通知し、かつ」を「通知するとともに」に改める。

第二百五十二条の四十五中「第二節の規定の適用」を「一部事務組合又は広域連合に係る包括外部監査契約に基づく監査」に、「広域連合は」を「広域連合を」に、「みなす」を「みなして、第二節(同項を除く)の規定を準用する」に改める。

第二百八十七条の二第六項中「議会に」の下に「通知し、」を、「議会への」の下に「通知」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「の規定に限る」を「に限る」に改め、「第九十九条」を削り、第九十九条第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第九十九条の二並びに第九十九条の二第五項を「第九十九条の二及び第九十九条の二第五項中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十九条第一項及び第九十九条第一項」に改め、「及び」の下に「議会」とあり、並びに第九十九条第二項並びに第九十九条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「においては」を「には」に、「これ」を「これ」に、「条例を」を「一条例」に、「第七十七六条(第三項を除く)」、第七十七七条第一項及び第二項、第七十七七条第二項から第四項まで、第七十八十条、第七十九九条第九項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項」を「第七十七六条第一項、第七十七七条第四項及び第七項、第七十七七条第一項、第七十七九条第一項、第七十八十条第一項、第七十九九条第十四項及び第十五項、第二百四十二条第十項、第二百四十二条の二第二項」に、「第二百五十二条の四十四(第四項を除く)並びに第二百五十六條一

参考

(抜 粋)

地方自治法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十四号

地方自治法等の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
第七十五条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「直ちに」の下に「当該」を加え、同条第三項中「代表者」の下に「第五項及び第六項において「代表者」という。」を加え、同条第五項中「第一項の代表者」を「代表者」に改め、「署名について」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第二百五十条及び第五十一条を次のように改める。

第二百五十条 都道府県知事及び第二十五条の十九第一項に規定する指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

市町村長(指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。)は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一 前項第一号に掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。